

令和8年5月改訂

保育従事者・教職員のための
児童虐待対応の手引き



郡 山 市
郡山市要保護児童対策地域協議会

もくじ

第1章 児童虐待の基礎知識

- 1. 児童虐待とは 1
- 2. 虐待を受けた子どもへの影響 2
- 3. 児童虐待に至るリスク要因 2

第2章 児童虐待の基本的対応

- 1. 児童虐待の早期発見の義務 3
- 2. 児童虐待の早期発見のポイント 3
- 3. 保育園・幼稚園・学校における対応の流れ 4
- 4. 虐待を受けた子どもへの支援の基本 5

第3章 児童虐待対応Q & A

- 1. 虐待を発見したとき
 - Q1 子どもが傷・あざを作って登校しました。どうしたらいいですか。 6
 - Q2 傷・あざは写真に撮らなくてはなりませんか。 6
 - Q3 虐待が疑われる場合、子どもにどのような質問をすればいいですか。 6
 - Q4 子どもが事情を話したがるなときはどうしたらいいですか。 6
 - Q5 子どもの年齢によって配慮することは何ですか。 7
 - Q6 虐待を疑うような様子が見られたとき、保護者にはどのように連絡したらいいですか。 7
- 2. 通告するとき
 - Q7 通告する時に保護者にそれを伝えることが必要ですか。 8
 - Q8 通告は誰からするのですか。 8
 - Q9 「しつけ」なのか「虐待」なのか迷います。 8
 - Q10 子どもの状態が、どの程度で通告したらいいですか。 8
 - Q11 通告することに躊躇してしまいます。 9
- 3. 調査について
 - Q12 子どもの安全確認は誰がどうやってするのでしょうか。 10
 - Q13 通告して、もし虐待でなかったらどうなるのでしょうか。 10
 - Q14 通告や調査の際に、個人情報を話していいのですか。 10
- 郡山市要保護児童対策地域協議会とは 11
- 4. 地域での支援について
 - Q15 ケース会議とはどのような会議ですか。 12
 - Q16 こども家庭課(こども家庭センター)や児童相談所は親子にどのような支援をするのですか。 12
 - Q17 DV(配偶者に対する暴力)と児童虐待の関係は? 12
 - Q18 虐待が再発してしまったときはどうしたらいいですか? 13
- 5. 児童相談所の役割について
 - Q19 送致とは何ですか? 13
 - Q20 どういう場合に一時保護になるのでしょうか? 13
 - Q21 一時保護中の子どもはどのように過ごすのでしょうか? 14
 - Q22 養護施設等から家庭に子どもが帰ってくるときに、地域はどのように関わったらいいですか? 14
 - Q23 家庭復帰(親子再統合)後、虐待が繰り返されないために関係機関はどうしたらいいですか? 14

◆◆◆ 参 考 ◆◆◆

- チェックシート 保育所(園)・幼稚園児 15
- チェックシート 小学生・中学生・高校生 16
- 虐待発見記録用紙 17
- 安全確認チェックリスト(幼稚園・保育所(園)訪問調査) 18
- 安全確認チェックリスト(学校訪問調査) 19
- 相談・通告窓口(電話番号) 20

第1章 児童虐待の基礎知識

1. 児童虐待とは

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）に、次のように規定されています。

児童虐待防止法 第2条（児童虐待の定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う、次に掲げる行為をいう。

（1） 身体的虐待

「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」
殴る。蹴る。激しく揺さぶる。溺れさせる。首を絞める。食事を与えない。戸外に締め出す。縄などにより一室に拘束するなどの行為。意図的に子どもを病気にさせるなどもあげられます。

（2） 性的虐待

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」
子どもへ性交、性的行為をする。子どもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為をする。子どもに性器や性交を見せる。ポルノグラフィーの被写体とするなどがあげられます。

（3） ネグレクト

「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による（2）又は（4）に掲げる行為と同様な行為の放置、その保護者としての監護を著しく怠ること。」
育児放棄や、子どもの健康、安全への配慮を怠る行為のほか、保護者以外からの虐待にあたる行為を止められない（見逃す）ことは、保護者によるネグレクトと捉えるなどネグレクトは様々な場面で現れることがあり、支援者が注意深く観察しないと気づきにくいといった特徴があります。

◆身体的ネグレクト

衣類など長期間ひどく不潔なままにする。食事、衣類、住居などが極端に不潔。食事を与えない。

◆医療ネグレクト

病気になったり怪我をしても必要な治療を受けさせない。

◆情緒的ネグレクト

子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

◆教育ネグレクト

子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するなどの子どもに教育を保障する努力をしない。

◆養育・監護ネグレクト

乳幼児を自動車や家に残したまま外出する。家に閉じ込める。子どもを遺棄する。同居人が虐待しても放置する。

（4） 心理的虐待

「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」
子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう。言葉による脅かしや、脅迫をする。無視したり、拒否的な態度を示す。言動によって子どもの自尊心を傷つける。きょうだい間で差別的な扱いをする。

虐待行為は、定義ではこの4つに分類されていますが、実際には重複して起こることがあります。

虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断しなくてはなりません。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待となります。

2. 虐待を受けた子どもへの影響

虐待は、子どもたちの心身の成長や人格形成に深刻な影響を与え、虐待を受けていた期間、虐待の様態、子どもの年齢や性格等によりさまざまですが、以下のいくつかの共通した特徴が見られます。

○身体への影響 死に至ったり重い障害が残ったりする可能性があります。

- ・外から見てわかる傷（打撲、切創、熱傷など）
- ・外から見えない傷（骨折、頭蓋内出血など）
- ・栄養障害や体重増加不良、低身長

○知的発達面への影響

- ・安心できない環境で生活していると落ち着いて学習に向かうことができず、もともとの能力に比して知的な発達が十分に得られない。
- ・保護者が子どもの知的発達にとって必要なやりとり（言葉かけや遊び）を行わなかったり逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をしたりして、子どもの知的発達を阻害する。

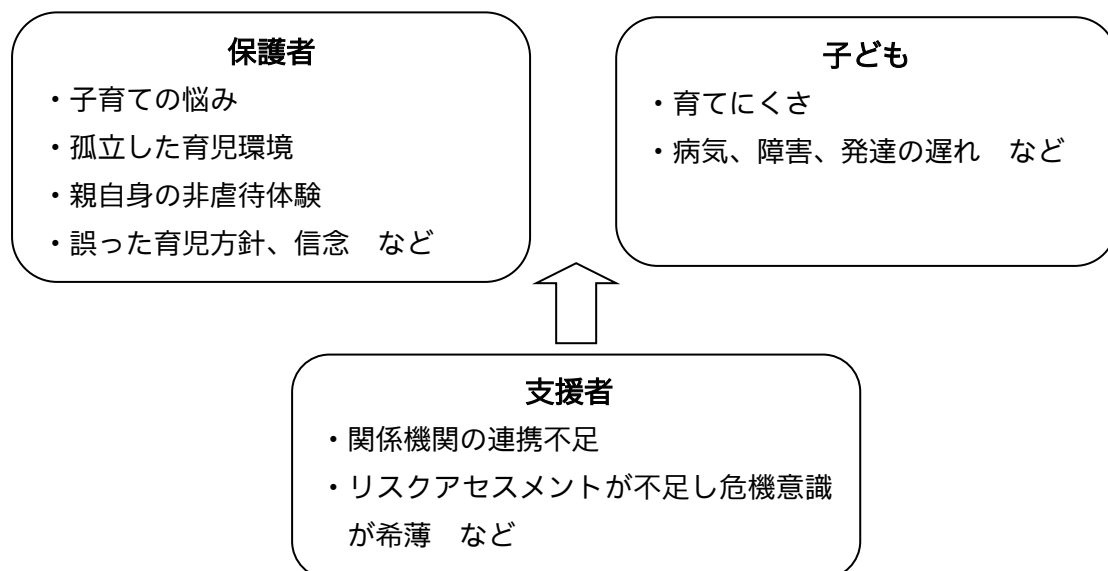
○心理的影響

- ・最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待されると、愛着関係を形成することができず、他人との信頼関係の構築が困難となる。
- ・自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたり、自己肯定感を持ってない。
- ・保護者から暴力を受けると暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的・欲求のままに行動する。
- ・虐待的な環境で養育された子どもは刺激に対して過敏になり、落ち着きのない行動をとる。
- ・受けた心の傷（トラウマ）を適切な治療を受けないまま放置すると、将来にわたり PTSD（心的外傷後ストレス障害）として残り、思春期などに問題行動として現れたりする。
- ・大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合や、精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割を果たそうと大人びた行動をとることがある。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期に問題が表出してくることもある。
- ・記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等がみられることがあり、さらに強い防御機制として乖離が発現し、解離性同一性障害に発展する場合もある。

3. 児童虐待に至るリスク要因

保護者による虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って起こります。虐待している保護者が、悩み・苦しんでいても助けを求められずにいる場合もあります。児童虐待の発見は、保護者の「SOS」をキャッチし、支援を開始するきっかけと捉えることができます。

また、支援者間での連携不足や情報の共有がうまくできなかったために、得られた情報を統合して虐待が発生するリスクを把握できなかつたりすることもあります。



第2章 児童虐待の基本的対応

1. 児童虐待の早期発見の義務

保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

児童虐待防止法 第5条（児童虐待の早期発見等）

「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。」

2. 児童虐待の早期発見のポイント

児童虐待を早期発見するための重要なサインは、「不自然さ」です。虐待を受けている子どもは、不自然な傷・あざ、不自然な説明、不自然な表情、不自然な行動・関係など、さまざまな「不自然」なサインを発しています。巻末のチェックシートも参考にしてみてください。

不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待をしている保護者にも、虐待をしている子どもにも見られます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

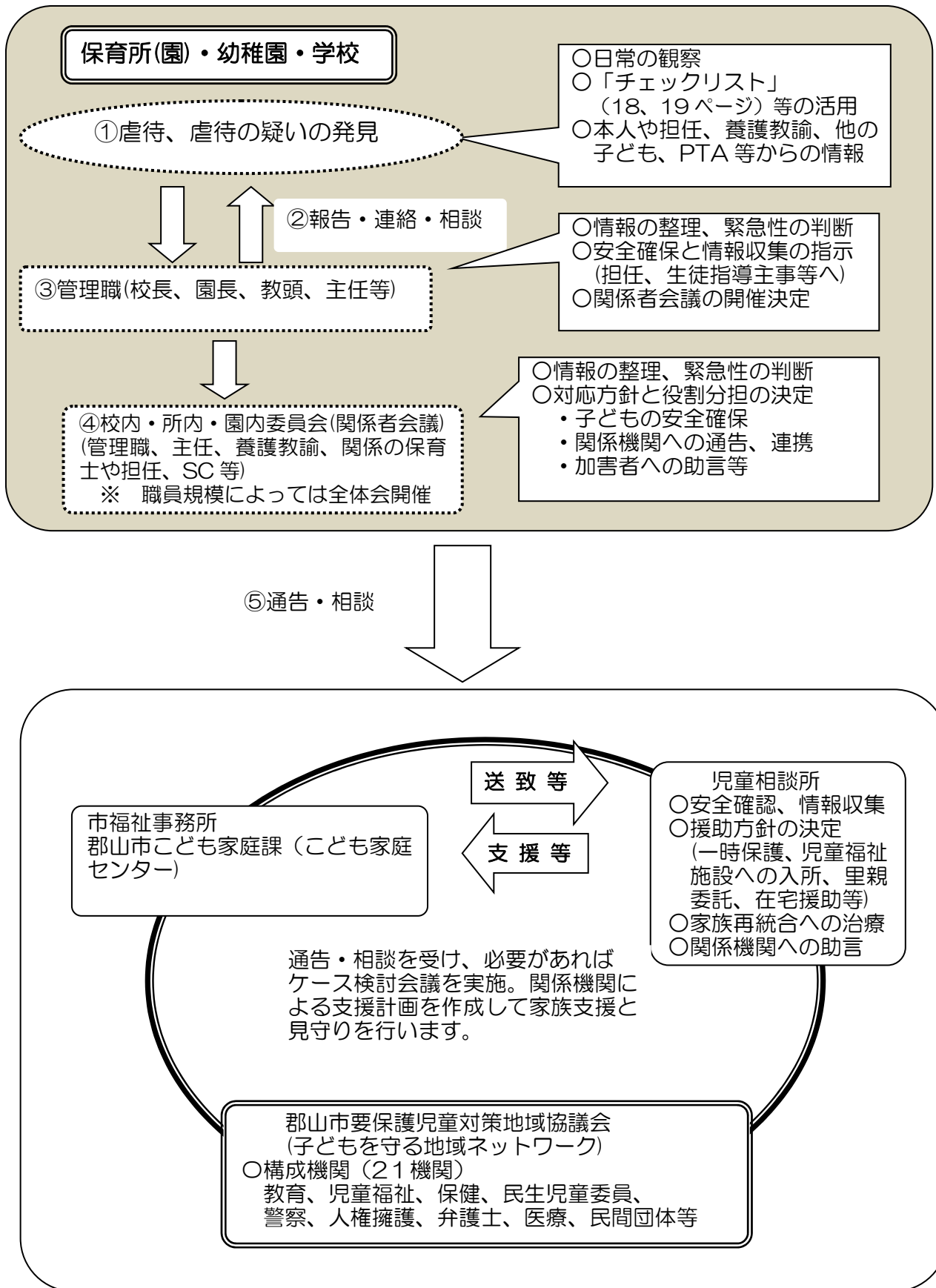
不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動を見せたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうたりするなど、不自然な行動がみられることがあります。

3. 保育所(園)・幼稚園・学校における対応の流れ



4. 虐待を受けた子どもへの支援の基本

子どもの生命と安全の確保は、何よりも優先されます

虐待を受けている子どもは、毎日の生活の中で様々なサインを周囲に送っています。支援をする側は、子どもに現れる特徴や変化をとらえ、適切に関わる必要があります。そのため大切なのは普段からの子どもとの信頼関係づくりです。子どもの立場に寄り添い、子どもが安心でき、存在が肯定されているという感覚を育てることが大切です。

また、子どもや家庭のために何とかしてあげたいと思うあまり、巻き込まれて判断を誤ってしまうことも少なくありません。組織として複数の職員のアセスメント（見立て）のもとで冷静な対応が求められます。

(1) 児童虐待を発見または疑われた時には

児童虐待を発見または疑われた時には、職場の同僚や管理職に必ず相談しましょう。虐待への対応の際に、一人で判断することは禁物です。「人は誰でも、一人で判断すると、経験に頼ったり、思い込みんだり、間違うことも出てきやすい」ことを忘れないようにしましょう。

(2) 子どもへの関わり方

子どもの存在を認める声かけをすることにより、子どもが安心感と自信を持てるような配慮をします。特に虐待を受けていると、気持ちのコントロールが苦手になりがちです。感情の高まりを受け止めて共感し、時間をかけて言語で説明できるようになることを待ちます。守ってあげたいと思っていることを根気よく伝えることも大切です。

(3) 記録

虐待を疑った時から、記録に残しておくことが重要です。子どもに関する出来事を具体的に（服装の乱れ、友人とのケンカ、職員との会話等）記録に残します。

(4) 保護者との関係の持ち方

子どもに心配な様子が見られるようになったら、保護者と直接会う機会を意識的に増やしてください。非難せず受容する立場をとり、保護者を責めるのではなく、子どもを守るためであることを説明し信頼関係を築きます。指導的な態度は逆効果になることがあり、共感し一緒に良い方法を探そうという姿勢が必要です。

また、厳しいことを言わなくてはならない場合は、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）と相談して、原則、ケース会議を開催し、関係者で役割分担をして、すべての関係が切れないように努めます。ただ虐待している親の中には、自分は良い親であるとアピールして周囲を振り回してしまう（操作的な）人がいる場合もあるので注意が必要です。

(5) 要保護児童対策地域協議会の活用

児童虐待は、一つの機関（人）だけで解決するのは困難です。多機関連携（子どもを守る地域ネットワーク）が可能となる要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、それぞれの役割を発揮して子どもの安全・安心を最優先に支援を行います（11 ページ参照）。

(6) 在宅支援

郡山市こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所に通告や相談があった児童虐待ケースの約9割は、地域で在宅生活をしながら、親子への支援（面接や家庭訪問、他機関による見守り等）を受けています。通告した子どもがすべて一時保護されたり、施設に入所したりするわけではありません。「通告」や「相談」は、子どもや保護者への支援のはじまりの一步に過ぎないと認識する必要があります。

一時保護された子どもも、家に帰れば、その後は通学（園・所）が再開されます。児童虐待ケースに対して在宅支援を行う場合、保育所や幼稚園、学校は、要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもと保護者の状態を見守り続ける重要な役割を担っています。

第3章 児童虐待対応 Q & A

1. 虐待を発見したとき

Q1 子どもが傷・あざを作って登校しました。どうしたらいいですか？

まず、子どもの傷・あざを心配する声かけ（「痛そうね」「痛かったでしょう」など）が必要です。それから、事実を確認します。

「これどうしたの？」などと子どもに聴きながら、他の場所（目に見えない場所・洋服で隠れている部分）にもあるかを、できるだけ確認してください。子どもと同性の教職員や、養護教諭などの協力を得て、別室で静かに聴くなど、子どもの個々の状態に配慮した対応が必要です。子どもから聴き取り確認した内容は、管理職に報告し、組織としての対応を話し合っ、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）または県中児童相談所に通告してください。

特に、傷・あざが目に見える場所にあるということは、保護者が冷静でない、あるいは見られても構わないという深刻な状況であると考えられるので、迅速な対応が必要です。

Q2 傷・あざは写真に撮らなくてはなりませんか？

虐待を疑う根拠となる傷・あざは、日数が経つと消えてしまいます。スケッチや写真に残してください。

ただし、子どもに十分な説明をしたうえで、写真を撮ることが必要です。また写真を撮る場合には、傷・あざ等の大きさがわかるようにスケールと共に写すことが必要です。写真を撮ることができない時は、どのような傷・あざ（色・大きさなど）が、いつどの場所にあったかなどを具体的に記録に残してください。

子どもの様子（いつもと違っておどおどしている、事情を話さず隠したがる、職員にベタベタしてくるなど）についても、子どもの言葉や教職員とのやり取りを、そのままの客観的事実として記録に残してください。

Q3 虐待が疑われる場合、子どもにどのような質問をすればいいですか？

子どもとの面接には子どもが話しやすい静かな環境（相談室、保健室等）を用意します。そして質問の仕方は誘導的にならないよう配慮してください。「お父さん（お母さん）にやられたんでしょ」などの質問は、事実をゆがめ、子どもとの信頼関係を壊してしまうおそれがあります。

また、「誰にも言わないで」と言われたとき、「それができない場合がある」ことを伝えます。「あなたを守るためには、専門機関に相談することが必要なときもある」ことをきちんと伝えてください。子どもとの約束を守ることは大切ですが、必要な虐待通告を妨げることがないように配慮してください。

基本的には次の6点を念頭に質問してください。虐待発見記録用紙（18ページ）を活用ください。

- ① いつ
- ② どこで
- ③ だれから
- ④ どのように
- ⑤ いつから
- ⑥ どのくらいの頻度で

ただし、子どもに無理強いせず、質問攻めにならないよう配慮し、子どもの言葉どおりに、ありのままに記録してください。

また、性的虐待が疑われる場合は、特別な面接技術が必要です。早急に県中児童相談所に通告し、どのような対応をすべきか判断を仰いでください。

Q4 子どもが事情を話したがるなときはどうしたらいいですか？

子どもが話したくない時に無理やり聴くのは逆効果です。子どもは、自分が悪いからいけないんだ、どんなことをされても保護者に嫌われたくないなどと思っている場合があります。

「言いたくない時は言わなくてもいいけれども、あなたのことを心配しているから、困っていることがあるときは相談してほしい」というメッセージを根気よく伝え、子どもに選択させてください。

また、子どもが話しやすい教職員（担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど）が聴くことも有効です。

Q5 子どもの年齢によって配慮することは何ですか？

子どもが理解できる言葉で子どもの正直な気持ちを冷静に聴いてください。

* 幼児期 *

いつ、どこで、何があったかなどを、細かく説明することは難しい年齢です。大人が理解するために何度も同じ質問を繰り返す、「〇〇なんでしょ」などと聴き取ることはせず、子どもの言葉そのものを受け止め記録に残すようにしてください。

* 学齢期 *

「自分が悪いことをしたから」「どうせ親は変わらない」などの発言がある場合、長期にわたって虐待を受けている可能性があります。

また一般的に、子どもは保護者を悪く言いたくないと思うことが多いです。しかし、どんな理由があれ、子どもが暴力・暴言を受ける、過度に放任されることはあってはならないこと、子どもは保護者から大切にされ成長していく存在なのだということを話してください。そして、子どもの言葉を静かに聴いてください。

中学生以上であれば、将来の夢や生き方についてもふれながら、じっくりと子どもの話を聴くことが必要です。

Q6 虐待を疑うような様子が見られたとき、保護者にはどのように連絡したらいいですか？

15～16 ページのチェック項目などを参考に、虐待が疑われる場合は、保護者に連絡し状況を確認してください。その場合、担任だけでなく管理職とも相談し、組織として対応することが大切です。

「子どもに傷・あざがありましたか心当たりはありますか」「最近元気がないのですが何かありましたか」などと、非難や批判はせず、柔らかい口調で保護者から様子を聴きます。できるだけ直接顔を合わせて聴き、誤解が生じないよう丁寧に話してください。

話をするとき大切なポイントは、子どもから得た情報を、虐待をしている疑いのある保護者に「子どもから聴いたけれど・・・」などとそのまま問いただしてはいけないということです。取り繕う、子どもに口止めを強要することが考えられるからです。

保護者も子育てに悩んでおり、実は相談したかったという場合も多くあります。保護者の苦勞に共感しつつ、どんな事情があったとしても子どもに苦痛を与える行為はいけないことを説明する必要があります。

話をしたら、虐待発見記録用紙（17 ページ）を活用し、子どもと保護者の説明を照らし合わせます。内容が明らかに異なる場合や、幼稚園や学校に強い反発が向けられた場合は、「虐待が疑われるときは、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所に通告しなくてはならないことが法律で定められています」と毅然とした態度で保護者に伝えることが必要です。

次の場合は、保護者に連絡する前に、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）にご相談ください。

- ① 緊急性がきわめて高いと判断したとき
- ② どのように声かけをしたらよいか迷うとき

～ 要保護児童対策地域協議会の対象児童等 ～

* 要保護児童・・・

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

* 要支援児童・・・

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

（要保護児童に該当するものを除く）

* 特定妊婦・・・

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要であると認められる妊婦

2. 通告するとき

Q7 通告する時に保護者にそれを伝えることが必要ですか？

通告時に保護者に許可をとる必要はありません。保育所(園)・幼稚園・学校の判断で躊躇せず通告してください。しかし『虐待が疑われる子どもを発見したら、郡山市こども家庭課(こども家庭センター)や児童相談所等に通告する義務があること』を保護者に伝えたほうが良い場合もあります。特にリスクが高い場合は毅然とした態度をとる必要があります。

年度当初の早い段階で保護者全体に、虐待通告は法的に義務であることや、子どもとの関係で気になることがあれば相談してほしいということを伝え、児童虐待問題に対し理解を求めておくと、のちのち保護者との信頼関係を損なわない対策になります。

Q8 通告は誰からするのですか？

保育所(園)・幼稚園・学校における児童虐待対応の基本は組織対応です。担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、児童により近い存在である教職員が子どもへの虐待を疑ったら、管理職に報告し関係者で組織としての対応を話し合ってください。

保育所(園)・幼稚園・学校から郡山市こども家庭課(こども家庭センター)への通告は、原則的には管理職からが望ましいですが、緊急時や、まずは相談したいなどの場合もあり、どなたからの通告(相談)でも受け付けています。

Q9 『しつけ』なのか『虐待』なのか迷います。

虐待であるかどうかは保護者の事情や意図と関係なく、子ども側から判断することが大切です。『しつけ』のつもりで行ったことでも、その言葉や行為が子どもに悪い影響を与えているとすればそれは『虐待』です。

しつけとは社会性の教育であって、保護者の都合を子どもに強いるための行為ではありません。

法律には次のように規定されています。

児童虐待防止法 第14条 (児童の人格の尊重等)

「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」

このように、『しつけ』と称して保護者が暴力・虐待を行うことは、禁止されています。

Q10 子どもの状態が、どの程度で通告したらいいですか？

日常生活において、子どもたちが一番長い時間を過ごすのは保育所(園)・幼稚園・学校です。共に過ごす教職員からみて、子どもや保護者の様子が普段と違うなどの気づきを大切にしてください。虐待であるとの確信がなくても疑いがあれば通告はできますし、そのことで責任を問われることはありません。

また、一人で抱え込んでしまうと、判断に歪みが生じやすく、状況が更に悪化してしまう可能性があります。そうならないためにも、組織として複数で判断することが大切です。

広い意味で虐待といっても緊急性に違いがあります。参考までに次のポイントを意識して観察してください。

ポイント

【要観察ケース】

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関など(児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など)が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル。例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする」や、「高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」などの行為も含ま

れる。

【要支援ケース】

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援を行う。

【緊急を要するケース】

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要する。

Q11 通告することに躊躇してしまいます。

- 通告すると保護者との関係が壊れてしまうのではないか。
- 虐待が、かえってひどくなるのではないか。
- 保育所(園)・幼稚園や学校に来なくなってしまわないか。

子どもや保護者と関係を築きながら支援していこうとする際、多くの人が心配になる点です。法律には次のように規定されています。

児童虐待防止法 第6条 (児童虐待に係る通告)

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」

通告は虐待を受けている、または受けている疑いのある子どもへ手を差し伸べる第一歩です。子どもの生命と安全の確保は、親との信頼関係や援助関係より優先されます。たとえ虐待の疑いが間違っても罰せられる、守秘義務違反になることはありません。

子どもが幸せに生きる権利を守るために、関係機関が一丸となった対応をスタートさせましょう。

コラム1 相談・通告するときのポイント

人それぞれが普段使っている表現の誤差

具体的な数字や時間の表現を使って情報のやり取りをしましょう。

通告や情報共有の際に、何気なく使う「徐々に」「はじめのうちは」「しばしば」「つい最近」「近くに」等は、支援者それぞれの価値観やとらえ方があり、思わぬ勘違いや誤解を生じてしまう恐れがあります。表現に数値を用いる等して、双方が共通に把握できるよう配慮します。

例)「しばしば」× → 「週に3回」○

「近くに」× → 「歩いて5分のところに」「町内に」「××町に」○

また、「○○らしい」という伝聞や、支援者の憶測や印象ではなく、「××が言っていた」というように情報源をしっかりと把握した情報のやりとりをしてください。

コラム2 虐待を発見した際の通告先

通告先は、実際に子どもが住んでいる居住地によって決まります。

郡山市に住んでいる子どもの虐待通告先は、「郡山市こども家庭課(こども家庭センター)」で、担当の児童相談所は「福島県県中児童相談所」です。

郡山市の幼稚園や学校に通っていても実際に住んでいるのは郡山市外という場合や、原発事故等による避難により郡山市内に住んでいる場合もありますが、基本的に子どもの住んでいる市町村の虐待通告窓口へ通告をしてください。担当児童相談所も同じように決まります。

子どもが転居した場合などに、担当する部署が変わることがあります。

よくわからない場合は、郡山市こども家庭課(こども家庭センター)に相談してください。

3.調査について

Q12 子どもの安全確認は誰がどうやってするのでしょうか？

安全確認は、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所が行います。虐待通告を受けると、48時間以内に直接子どもに会って安全確認を行います。保育所(園)、幼稚園、学校、施設等に出向くこともありますし、必要に応じて直接家庭訪問をすることもあります。

また安全確認と同時に、関係機関や近隣住民の協力を得て、面接や聴き取り、電話その他の手段により調査を行います。子どもの命を守ることを最優先に子どもをとりまく状況を調査します。

Q13 通告して、もし虐待でなかったらどうなるのでしょうか？

児童虐待防止法 第5条（3ページ）、第6条（9ページ、Q11参照）により、必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、児童虐待があったと疑われる場合であれば、通告しなければならないとされています。

実際に虐待かどうかを判断するのは、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所等です。通告段階での確証は必要ありません。また、調査の結果、もし虐待でなかったとしても、通告したことの責任を問われることはありません。

さらに、次のような規程もあります。

児童虐待防止法 第7条（児童虐待に係る通告）

「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」

このように、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所が虐待通告元を漏らすことは、法律でも禁じられています。

Q14 通告や調査の際に、個人情報をお話していいのですか？

児童虐待防止法第6条で虐待通告は守秘義務等に優先することが規定されていますので、話をしても問題はありませぬ。また、要保護児童対策地域協議会では、子どもを支援するために必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくても、個人情報の交換が行えます。同時に、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らすことは禁じられています。

児童福祉法 第25条の3（資料又は情報の提供等）

「協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。」

児童福祉法 第25条の5（秘密保持）

「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者」

児童福祉法 第61条の3

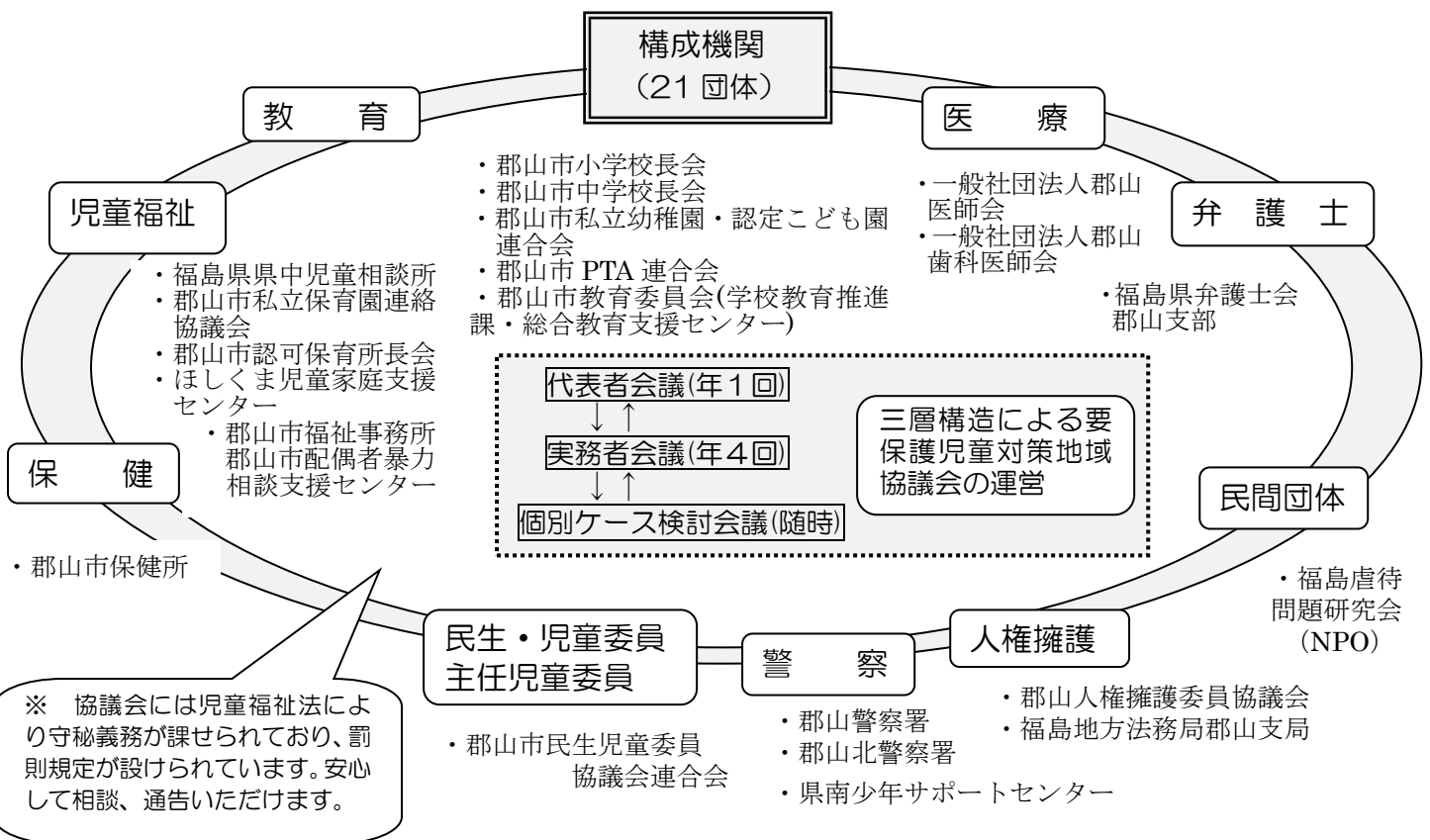
「第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

郡山市要保護児童対策地域協議会とは



要保護児童対策地域協議会は、要保護児童（虐待などで保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等の支援のために、児童福祉法で定められた法定協議会です。郡山市においては、平成14年に「郡山市児童虐待防止連絡会議」として虐待防止の地域ネットワークを立ち上げ、平成19年11月に現在の「郡山市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。協議会の調整機関（事務局）である郡山市こども家庭課（こども家庭センター）が学校や保育所、一般市民の皆様等からの相談や通告を受け、ケースに応じて関係機関による個別ケース検討会議を開催し、関係機関のネットワークによる家族支援を行っています。

また、協議会では講演会の開催や啓発活動等により、児童虐待防止に向けた様々な活動を行っています。



【 通告の事例 】

- 家族5人の家庭。二男の学校より通告有り。母がヴァイオリンの指導に熱心なあまり、二男にのみ身体的虐待、心理的虐待を繰り返していた。父は虐待を認識していたが見て見ぬ振りをしていました。

【 協議会での対応事例 】

- 関係機関で個別ケース検討会議を実施。アセスメント、支援計画を作成。
- 学校でモニタリングし、孤立している母にはSSWが支援している中、学校より虐待通告があり児相で一時保護。
- 児相で本児の精査、両親との面談を繰り返し、関係機関で再度個別ケース検討会議を実施し、家庭引き取りとなった。

4.地域での支援について

Q15 ケース会議とはどのような会議ですか？

ケース会議は、要保護児童対策地域協議会に位置づけられ、関係者が情報を共有し、連携した支援をするための会議です。

個別の要保護児童等について、次のような場合に、各関係機関の直接の担当者が集まります。

- ① 初めて通告を受理したのち、関係機関の連携した支援の確認が必要な場合
- ② 子どもや家庭の状況に大きな変化があった場合
- ③ 関係機関の状況認識や援助方針に、くい違いがある場合
- ④ 一時保護や施設等から家庭復帰する場合

主な内容は次のとおりです。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- ② 支援の経過及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担
- ④ 主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ⑤ 実際の援助、支援方法、支援計画（サポートプラン）の検討
- ⑥ ケース会議の呼びかけや調整役は、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）が行います。

Q16 こども家庭課（こども家庭センター）や児童相談所は親子にどのような支援をするのですか？

郡山市こども家庭課（こども家庭センター）は、子どもや保護者に対して電話、訪問、来所などの方法で相談を継続的に行うことができます。市の様々な制度や事業をはじめ、親子に有効的な支援サービスを紹介します。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関が連携して支援が行えるようコーディネートします。

児童相談所では、郡山市こども家庭課（こども家庭センター）と同様に相談を受け付けるとともに、専門的見地から、一時保護や施設入所についても検討して実施します。

Q17 DV（配偶者に対する暴力）と児童虐待の関係は？

子どものいる家庭での配偶者に対する暴力は、親を守れない自責の念を子どもに生じさせ、いつ自分に降りかかってくるか分からない恐怖から、子どもの養育環境を心理的に脅かすことにつながります。平成16年の児童虐待防止法改正で、心理的虐待に含まれると明文化されました。

児童虐待防止法 第2条（児童虐待の定義）

「4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

DVと児童虐待の特性上、相互に重複して発生していることが予想されます。令和5年12月に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、DVのある家庭では、子どもの3割も何らかの被害を受けています。DVの恐れがある場合は、児童虐待についても注意して親と子どもの支援につなげていけるように、配慮する必要があります。よって、どちらか一方が確認された場合には、他方の発生についても疑い、家庭状況の確認に努めることが必要です。そのため、幼稚園、学校等の関係者は、DV被害者支援のための法制度や相談機関等についての理解に努めることが必要です。

DV被害者への支援の基本は、DV被害の継続によって陥った体力や気力の減退、自尊感情の低下、無気力感、うつ状態といった状態から、自分自身の意思によって脱却することができるように、本人に寄り添うこととされています。支援の過程においては、本人の意思とは関係なく、DV被害者を加害者から強引に引き離そうとすることは、適切でない場合も多いのです。

一方、児童虐待の対応においては、子どもの安全を最優先に考えて行うことが大原則であり、子どもの安全が確保できない場合は、子どもや保護者の同意がなくても、必要があれば児童相談所の職権で一時的保護を行う場合もあります。特にDV被害者の場合、子どもへの虐待の制止が困難となる場合があり、

D V被害者と子どもを同時に保護する必要がある場合もあります。

このように、D V被害者への支援は、児童虐待の対応とは異なるところがあることから、要支援家庭においてD Vの存在が認められる場合には、幼稚園、学校等のみで抱え込むことなく、D V対応の専門機関である郡山市こども家庭課、福島県女性のための相談支援センター、警察署等に協力を求め、緊密な連携を保っていくことが必要です。

なお、緊急の場合は迷わず 110 番通報をしてください。

(参考：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第6次報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」)

種類	内容
身体的暴力	・平手でうつ ・げんこつでなぐる ・足でける ・髪を引っ張る ・首をしめる ・物をなげつける ・腕を強く掴む ・強くゆする
精神的暴力	・大声でどなる ・何を言っても無視して口をきかない ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする ・子どもに危害を加えると言っておどす ・実家や友人とつきあうのを制限する
性的暴力	・無理やりアダルトビデオ等を見せる ・性行為を強要する ・避妊に協力しない
経済的暴力	・生活費を渡さない ・勝手に借金を作り、返済を強制する

※例示した内容は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第 1 条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

Q18 虐待が再発してしまったときはどうしたらいいですか？

家庭への介入や地域支援につなげるなどして、いったんは虐待行為が治まったように見えても、児童虐待の再発には細心の注意を払う必要があります。特に毎日の子どもの様子がよくわかる保育所(園)・幼稚園・学校は、子どもや保護者の変化に気づいたら発見時と同様に、迅速に郡山市こども家庭課(こども家庭センター)または児童相談所に連絡してください。

加えて、進級や進学、転校等により環境が変わる時期には問題が生じやすい傾向があります。保育所(園)・幼稚園や学校内での情報共有や役割分担を継続することはもちろんですが、「保育所(園)・幼稚園⇄小学校」「小学校⇄中学校」「中学校⇄高校」「保育所(園)・幼稚園間」「学校間」での積極的な情報交流及び引継ぎが重要です。「先入観」ととらえず、「途切れることのない支援」と考えて、正確な情報を基にした支援を継続してください。

5. 児童相談所の役割について

Q19 送致とは何ですか？

通告のあった子どもに対し、郡山市こども家庭課(こども家庭センター)で調査・検討した結果、児童相談所が対応することが適当と判断した場合に、送致書を作成し児童相談所に送付します。

下記のような場合に、送致とします。

- ① 自宅への立入調査や一時保護等の対応が必要と考えられる場合
- ② 子どもに関する心理判定等の専門的ケアが必要と考えられる場合
- ③ 虐待をした保護者への指導などの専門的対応が必要と考えられる場合

送致後は児童相談所が主担当となりますが、郡山市こども家庭課(こども家庭センター)や関係機関の連携は継続します。また「送致」以外にも「情報提供」「援助要請」などの手続きがあります。

Q20 どういう場合に一時保護になるのでしょうか？

一時保護とは、一時的に子どもを保護者と分離し、親子関係や家庭環境の改善をすすめることです。

子どもは基本的には一時保護所に保護されますが、一時保護所に空きがない、乳児・障害児・病児等で一時保護所が使えない場合は、児童福祉施設等で、委託一時保護ができることになっています。一時

保護に関する決定は児童相談所の権限において行われます。

単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの権利の尊重・自己実現にとって明らかに不適切と判断されるときに一時保護が行われます。

Q21 一時保護中の子どもはどのように過ごすのでしょうか？

一時保護所では、幼児と学齢児に分かれ、日課に沿って生活します。子どもの不安や緊張をやわらげながら受容的に接するとともに、成長に応じた生活習慣が身につくように生活指導を行います。学校への登校はできませんので、学齢児には保護所職員が学習指導を行います。

一時保護中には、児童相談所が子どもの行動診断や医学診断、心理診断、さらに家庭環境等の調査による社会診断を行い、その結果を踏まえて、子どもの最善の利益のために援助方針を決定します。援助方針によっては、児童養護施設などの施設入所や里親委託ではなく、家庭復帰し地域で支援を続けることもあります。

Q22 養護施設等から家庭に子どもが帰ってくるときに、地域はどのように関わったらいいですか？

児童相談所が、子どもが家庭復帰できる環境が整ってきたと判断した場合、担当児童福祉司による定期的な訪問指導が継続されることが多く見られます。

地域での生活には関係機関による支援が不可欠であるため、連携を取りながら、家庭復帰を目指します。その際には必ずケース会議を開催し、関係機関の役割を明確にしながら、児童相談所と共に支援を継続します。

Q23 家庭復帰（親子再統合）後、虐待が繰り返されないために関係機関はどうしたらいいですか？

家庭に戻った後の虐待の再発を防止するためには、子どもの関係機関による連携が不可欠です。日頃から、各関係機関は予防に努めてください。

具体的には、子どもの成長発達や家庭状況（家族構成・経済状況）の変化によりチェックシート（16～17ページ）にあるようなサインが再び見られるようになったら、虐待の再発が疑われるので、必ず郡山市こども家庭課（こども家庭センター）に連絡してください。児童相談所の協力を得て状況を判断します。

また支援計画（サポートプラン）の見直しが必要な場合は必要に応じて、関係機関でケース会議を開催し、役割分担や援助方針を見直します。

コラム3 『見える虐待』『見えない虐待』

傷・あざ、心理、登校制限、年齢相応でない教育等

顔や手の甲・膝下などの傷・あざや火傷などは、登園（所）、登校時に発見されやすく『見える虐待』といえます。

一方で、子どもが急に暗い表情や無表情になった・保護者を見て怯えるようになった・逆に異常にベタベタするようになったなど、今までとはちょっと違うという小さな変化の裏には、『見えない虐待』に子どもがさらされているのかもしれませんが。

例えば日常的に『あんたなんか産まなければよかった』『〇〇が出来ないから、ご飯は食べさせない』などの言動を受け続けた場合、心に大きく深い傷を残します。

また、子どもの意思に反して登園（所）、登校させない、子どもの年齢や限度を超えた教育や過度な習い事等にも注意することが必要です。

チェックシート（保育所（園）・幼稚園児）

～ 子どもの様子 ～

- 説明がつかない不自然な傷・あざが見られる（子どもが答えられない外傷・火傷）
- 健診を受けていない
- 未治療の虫歯があり、治療をすすめても適切な処置をしない
- 年齢のわりに身体が小さい、身長、体重が増えない
- おびえた泣き方をする
- 表情が乏しく、他人への関心がない
- 嘘をつく、物を隠すなどの行動が目立つ
- カツとしゃやく、周囲に対して攻撃的
- 人見知りを全くしない
- わざと叱られるような行動をとる
- 頭をさすろうとすると反射的に逃げる
- いつもお腹をすかせている
- 季節にそぐわない着衣、汚れた着衣をしている
- 身なりが不衛生
- きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる
- 過度に緊張し、他人や大人に視線が合わせられない、ビクビクしている
- 他人を執拗に責める、動物など弱いものいじめをする
- 連絡もなく登所・登園してこない
- 連絡しても繋がらない
- 家に帰りたがらない
- 総合的な医学的診断による所見がある

～ 保護者の様子 ～

- 常にイライラしていて、子どもの扱いが乱暴である
- 子どものケガについて不自然な状況説明をする
- 子どものケガについて子どもの説明と合致しない
- 健診や病院（小児科、歯科等）を拒否する、適切な処置をしない
- 入浴、衣類の洗濯、持ち物の準備等こまめにしていない
- 危険から子どもを守ろうとしない
- 子どもを抱いたり、あやしたりしない
- たびたび欠席し、その理由に関する説明が不自然である
- 夫婦関係や経済状況など生活上のストレスがある
- 迎えに来ない、連絡を取っても応じない
- 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う

チェックシート（小学生・中学生・高校生）

～ 子どもの様子 ～

< 共通 >

- 説明がつかない不自然な傷・あざが見られる（子どもが答えられない外傷・火傷）
- 医者や歯医者に受診しない
- 罰を受けて当たり前と感じている、またはそれを要求する
- 頭痛、背中の痛み、胃痛など精神身体上の問題を頻繁に訴える
- 表情が乏しく、他人への関心がない
- カットしやすく、周囲に対して攻撃的、けんかやいじめに関わることが多い
- 人見知りを全くしない
- わざと叱られるような行動をとる
- 態度がおどおどしている、のびのびしていない
- いつもお腹をすかせている
- 季節にそぐわない着衣、汚れた着衣をしている
- 身なりが不衛生
- 急激な学業成績の低下、または慢性的な学業不振がある
- 他人を執拗に責める、動物など弱いものいじめをする
- 連絡もなく登校してこない、長期間子どもの姿が現認できない
- 連絡しても繋がらない
- 家に帰りたがらない
- 総合的な医学的診断による所見がある

< 小学生 >

- 発育全般の遅れ、年齢のわりに身体が小さい、身長、体重が増えない
- 嘘をつく、物を隠すなどの行動が目立つ
- きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる
- 過度に緊張し、他人や大人に視線が合わせられない、ビクビクしている
- 不自然なほど大人にベタベタと甘える
- 大人に媚びるような態度をとる

< 中学生・高校生 >

- 年齢のわりに身体が小さい、身長、体重が増えない
- 嘘をつく、話が転々とする、内容が変わる
- 集団から離れていることが多い
- 万引き、窃盗などの非行行為、性的逸脱行為、外泊や家出がある
- リストカットなどの自傷行為がある
- 他人に執拗に執着する、媚びるような態度をとる

～ 保護者の様子 ～

- 常にイライラしていて、子どもの扱いが乱暴である
- 子どものケガについて不自然な状況説明をする
- 子どものケガについて子どもの説明と合致しない
- 健診や病院（小児科、歯科等）を拒否する、適切な処置をしない
- 入浴、衣類の洗濯、持ち物の準備等こまめにしていない
- 子どもに対して拒否的な態度をとる
- 子どもに対して無関心である
- 夫婦関係や経済状況など生活上のストレスがある
- 連絡を取っても応じない
- 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う

虐待発見記録用紙

記録日 年 月 日

記録者：

対象児氏名	
生年月日	年 月 日生まれ
所属	幼・保・小・中・高 年 クラス
発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
虐待の種別	身体 ・ 心理 ・ ネグレクト ・ 性
発見者	
発見場所 発見のきっかけ	
傷・あざ等の部位、 大きさ、形状	
受診状況 (日時・医療機関名)	
傷・あざなどについての 本人の説明 (いつ・どこで・ 誰から・どのように)	
傷・あざなどについての 保護者からの説明 (いつ・どこで・ 誰から・どのように)	
つなげた機関	
そのほか (いつから・頻度など)	

安全確認チェックリスト（幼稚園・保育所（園）訪問調査）

児童氏名		
通告受付日時		年 月 日 午前・午後 時 分
通告者（所属・氏名）		
安全確認日時		年 月 日 午前・午後 時 分
安全確認者（所属・氏名）		
子 ど も	現認できたか	確認できた <input type="checkbox"/> 現認できなかった <input type="checkbox"/> （理由： ）
	傷・あざ等の確認	傷・あざがあった <input type="checkbox"/> （部位： ） 傷・あざはなかった
	子どもの様子	表情が暗い <input type="checkbox"/> 顔色が悪い <input type="checkbox"/> 不潔感がある <input type="checkbox"/> 服装が季節に合わない <input type="checkbox"/>
		落ち着かない <input type="checkbox"/> 給食をガツガツ食べる <input type="checkbox"/> 昼寝をしない <input type="checkbox"/>
		保育者に異常なほど甘える <input type="checkbox"/> けんかが多い <input type="checkbox"/>
		発達の遅れが見られる <input type="checkbox"/>
	子どもからの聞き取り	その他、心配な様子（ ）
	保 護 者	子どもから話を聞いた <input type="checkbox"/> 子どもから話を聴かなかった <input type="checkbox"/>
		誰から：
		いつから：
頻度は：		
どのように：		
保護を求めている <input type="checkbox"/> 祖父母等に保護を求めている <input type="checkbox"/> 保護は求めていない <input type="checkbox"/>		
保護者の様子	食事を食べさせない <input type="checkbox"/> 園（所）の行事等に参加しない <input type="checkbox"/> 連絡帳に記入がない <input type="checkbox"/>	
	園（所）からの電話に出ない <input type="checkbox"/> 呼び出しに応じない <input type="checkbox"/> 定時に迎えに来ない <input type="checkbox"/>	
	その他、心配な様子（ ）	
園（所）との情報・意見交換		
園・所（副）長・（氏名）	園（所）長：	副園（長）：
担任の先生（氏名）		
		傷・あざのイラスト 特徴
安全確認者の所見	一時保護の要否： 即日保護 <input type="checkbox"/> 保護者面接後保護 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/>	
	【所見】	

安全確認チェックリスト（学校訪問調査）

児童氏名		
通告受付日時		年 月 日 午前・午後 時 分
通告者（所属・氏名）		
安全確認日時		年 月 日 午前・午後 時 分
安全確認者（所属・氏名）		
子 ど も	現認できたか	確認できた <input type="checkbox"/> 現認できなかった <input type="checkbox"/> （理由： ）
	傷・あざ等の確認	傷・あざがあった <input type="checkbox"/> （部位： ） 傷・あざはなかった <input type="checkbox"/>
	子どもの様子	表情が暗い <input type="checkbox"/> 顔色が悪い <input type="checkbox"/> 不潔感がある <input type="checkbox"/> 服装が季節に合わない <input type="checkbox"/>
		授業中に落ち着かない <input type="checkbox"/> 給食をガツガツ食べる <input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/>
		すぐに切れてけんかになる <input type="checkbox"/> 発達の遅れが見られる <input type="checkbox"/>
		その他、心配な様子（ ）
	子どもからの 聴き取り	子どもから話を聴いた <input type="checkbox"/> 子どもから話を聴かなかった <input type="checkbox"/>
		誰から：
		いつから：
		頻度は：
どのように：		
	保護を求めている <input type="checkbox"/> 祖父母等に保護を求めている <input type="checkbox"/> 保護は求めていない <input type="checkbox"/>	
保 護 者	保護者の様子	食事を食べさせない <input type="checkbox"/> 学校行事等に参加しない <input type="checkbox"/> 提出物を持たせない <input type="checkbox"/>
		学校からの電話に出ない <input type="checkbox"/> 呼び出しに応じない <input type="checkbox"/>
		その他、心配な様子（ ）
学校との情報・意見交換		
学校長・教頭（氏名）	学校長：	教頭：
担任の先生（氏名）		
		傷・あざのイラスト 特徴
安全確認者の所見	一時保護の要否： 即日保護 <input type="checkbox"/> 保護者面接後保護 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/>	
	【所見】	

【児童虐待に関する相談・通告窓口】

◆郡山市こども家庭課（こども家庭センター）

<連絡先> 024-924-3341

◆福島県県中児童相談所

<連絡先> 024-935-0611

◆児童相談所全国共通ダイヤル

<連絡先> 「189（いちはやく）」

※居住している地域の児童相談所につながります。

◇◇◇緊急の場合は110番通報をお願いします◇◇◇

保育従事者・教職員のための

児童虐待対応の手引き

令和8年5月

郡山市こども部こども家庭課（こども家庭センター）

TEL 024-924-3341(直通)

FAX 024-933-6665

E-mail:kodomokatei@city.koriyama.lg.jp

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

ニコニコこども館3階

令和2年4月に作成したものに
加除修正を行っております。